

平成25年度第3回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成26年3月17日(月) 午前10時00分～12時00分

2 場 所

尼崎市役所 本庁舎 北館3階 教育委員会室

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委 員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
欠席委員	委 員	大 場 修
	委 員	伊 達 仁 美
	委 員	坂 井 秀 弥

4 出席した事務局職員

教育次長	中 川 一
社会教育部長	宮 原 久 弥
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 議 事 等

議事1「平成25年度尼崎市指定文化財候補物件の答申について」

事務局が指定文化財候補物件の指定に向けての状況と答申文案を説明

- ・「寺岡家文書」の調査結果と指定の趣旨を所有者に説明、3月4日付けで「尼崎市指定文化財指定同意書」を所有者が提出したことを報告
- ・第2回審議会での調査・審議での検討や意見をふまえ、歴史分野担当委員の教示を得て作成した答申文案について説明
- ・東京大学史料編纂所の「田辺文書」影写本画像の入手について報告
- ・答申文案の読み上げ

答申文案について審議（確認、質疑応答、修正意見等）

- (1)「寺岡家文書」 増田長盛折紙の説明文で、「裁定を改めて遵守するよう命じた文書」を、「裁定を遵守するよう改めて命じた文書」と修正したい。（委員）
- (2)「豊臣秀吉朱印状（建部寿得軒他二名宛）」の伝来について、文書の散逸時期の確定には至らなかったことから、答申文案では時期を特定せずに「田辺文書」として伝来していたという表現に改めたことについて説明。（委員）
- (3)答申文案の概要の「時代」の表記には、年号などは記載しないのか。（委員）
 - ・「時代」の表記は、国指定文化財や文化庁文化遺産オンライン上で公開されている市町村指定文化財データベースの時代区分で表示。詳細な年代は説明文中に記載した。（事務局）
- (4)「寺岡家文書」の概要の所有者欄の記載で、管理や修理等の関連から所有者名を明示する必要性の有無について確認したい。（委員）
 - ・本審議会は公開されており、個人所蔵文化財を指定候補物件として審議・答申する

場合は、尼崎市情報公開条例に基づく個人情報の保護に配慮する必要がある。また、審議会で本物件が指定文化財に相応しい文化財的価値を有しているかを審議・判断するうえで、所在地が尼崎市内の公共施設であることを明示しており、所有者名や所有者住所の情報はとくに必要のない情報と判断されることから、会議資料・答申書では「個人」と表記した。教育委員会で議決を行う議案では、指定書の様式に沿って所有者名を記載し、住所の記載で個人情報の保護に配慮したい。(事務局)

(5)「豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)」の寿得軒の「軒」はどのような意味があるのか。(委員)

・寿得は法名であり出家した人の敬称の意味で用いていると考えられる。(事務局)

(6)「寺岡家文書」の指定文化財候補物件とする理由に、「数少ない江戸時代以前の文書であることをあげている。江戸時代になる前の時代の意味で「江戸時代以前」と記したが、この表現は適切か。(事務局)

・歴史分野では、古文書は江戸時代から現存数が膨大となり、それ以前は数が少ないと広く認識されている。「江戸時代以前」をより厳密な時代表現にすると、かえって説明文が煩雑になりわかりにくい文章となるのではないか。(委員)

・慣用的な表現として広く用いられているのでとくに問題は感じない。(委員)

(7)「寺岡家文書」の説明文中の浜田荘のルビを付ける位置を修正する。(事務局)

委員長が修正点2点(「寺岡家文書」 増田長盛折紙の説明文の語順、浜田荘のルビを付ける位置)を確認、あらためて委員長が答申文の内容について各委員に諮り、委員全員の了承を得て答申文決定。事務局へ答申書作成の指示。

報告「最近の文化財保護行政について」

事務局から、国有地となっている富松城跡についての本市・地元からの保存の要望に対する国の対応と本市への管理委託をめぐる現況を報告、あわせて、来年度に富松城跡をモデルとした地域資産を活かしたまちづくりについて、専門家と市民による懇話会の設置と、富松城跡の活用法についての庁内検討会を開く予定を説明
質疑応答、委員からの意見

(1)文化財に関わる懇話会の設置について、その前例や市民と行政がいっしょに活用や展望を考える動きと事態への影響

・特定の文化財を対象とした懇話会は前例がないが、まちづくりを主管する課で地域資産を活かしたまちづくりの懇話会があり、その中には文化財や歴史遺産が含まれていた。(事務局)

・国の意向は国有地を市と土地交換することであり、直接には影響はない。当該地を市の公有財産である市有地と交換して取得することについては、広範な理解を得る必要があり、市民とともに展望や活用について計画を考えることは、市議会、行政全体、広く市民の理解を得るうえで重要だと考える。(事務局)

(3)これまでに市が富松城跡に関して講じた予算や管理委託の経費について

・当該地の管理は、地元でまちづくり活動を行っている市民が、清掃作業などを実施して、危険が伴う高木剪定は市が実施している。市が行ってきたこととしては、周辺地の開発時に積極的に確認調査を実施して富松城の遺跡範囲の確認に努めてい

ること、また、市の他のセクションでは、市民の要望でバス停名称を「富松城跡」に変更したこと、安全のための柵と史跡の説明板を設置したことなどがあげられる。

(4) 現在の住民グループの活動と遺跡保全、富松城跡の史跡指定

- ・歴史遺産としての価値が高いから公共財産として当該地の保存活用を図るのであり、文化財として指定に値するものと認識している。地元住民等からは、文化財として史跡に指定されることで、景観や活動の展開に規制がかかるのではないかと心配する声もある。(事務局)
- ・現在、地元住民グループは子どもたちが多く参加できるイベントを実施している。当該地に生えている竹を使った地元幼稚園児の七夕行事、豊かな植生の中で植物や野鳥の観察会も行われており、歴史的な価値だけでなく、自然を含めて地域の資産や景観として保存・活用するのが地元住民の思いである。文化財保護に不適切ということで、樹木を全て伐採するようなことは望んでいない。(事務局)
- ・国の史跡に指定された場合、2年ほどかけて保存管理計画を作成することになる。計画作成には行政・専門家だけでなく、地域住民が参加して、保存すべきものは何かなど認識を共有することが大切だろう。当該地は住宅地の中に残された貴重な緑地であり、史跡は文化財にとどまらない価値を有していると思う。計画の立案段階から地元住民が参加して保存活用が実現すれば、全国的にも先進的な事例となる。(委員)
- ・現在は、国有地の現状を変更しない、遺跡を破壊しないということをグループに承知してもらい、市の了解のうえで、富松城跡をイベントに利用いただいている。(事務局)
- ・報告「その他」
来年度4月から実施される文化財収蔵庫の土・日・祝日開館と職員の執務体制、今年度整備した企画展示室を活用した企画展の実施について事務局が報告・説明
質疑応答、委員からの意見

(1) 企画展示室の活用と尼信会館で開催していた展示会について

- ・企画展示室では屏風など大型の資料は展示ができないため、尼信会館での開催は続ける。(事務局)

(2) 土・日・祝日開館による来館者の増加と管理体制

- ・同じ地区内にある図書館の来館者に、文化財収蔵庫も利用してほしい。阪神なんば線開通以来、市外から訪れる人が多くなり、街歩きを楽しむ人も増えているので、多くの人に来館してほしいと考えている。(事務局)
- ・利用する側にとっては土・日・祝日開館は利用しやすくなるが、土・日・祝日に来館者が増えると管理体制に不安があるのではないか。別棟の展示室は開けているか。(委員)
- ・別棟も自由に見学できる。管理面で問題がおきないように注意して対応したい。(事務局)

(3) 小・中学校の授業に組み込んで文化財収蔵庫の利用について

- ・小学3年生の3学期のむかしのくらしの学習には、市内の小学校の過半数にあたる23校が来館している。また、小・中学校への出張授業も実施しており、藍や綿・

尼いもなどの栽培、土器など出土遺物を活用した授業や綿を教材にした糸紡ぎ、藍染などを行っている。利用は小学校が中心である。(事務局)

- ・中学校の学年単位の利用はほとんどない。特別支援学級での利用と兵庫県下で実施されているトライやる・ウィークという社会体験で数校が利用している。(事務局)
- ・地域の資料館や博物館には、地域の子どもたちが学校の授業で利用するという重要な役割がある。教科書ではわからないことを実物の展示を見学して知ることができる。自分の住んでいるまちのことを知って地域に愛着をもつという子どもの成長にとって基礎的なことを養うのに寄与できるのが地域の資料館や博物館だと思う。授業時間や交通手段等の問題もあり、なかなか学校の授業での博物館利用が進まない実情もある。小学校3年生で過半数の学校の利用があることはよいことだが、100%の利用を目指してがんばってほしい。(委員)
- ・学校生徒の学習利用にはボランティアの協力を得ているが、過半数の学校が利用する3学期はボランティアも連日活動するなど大変忙しいという現状である。なるべく多くの学校生徒の利用に努めたい。(事務局)

2月に実施した国指定文化財(美術工芸品)所在調査について説明、兵庫県教育委員会の依頼による所在調査の対象は本興寺の2点と個人蔵の4点であり、調査に際して個人から申し出のあった1点を追加調査し、全て確認して県教育委員会に報告したことを報告

全審議を終了、答申書の確認

6 答申書提出

田中委員長から「平成25年度尼崎市指定文化財の指定について(答申)」が中川教育次長に提出された。

以 上